

2023年4月1日

総務部人事課

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画（第6期）

富士港運では、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため「一般事業主行動計画（第6期）」を策定し、取組みを継続してまいります。

基本理念

「一般事業主行動計画（第6期）」を推進することで、ワークライフバランスの更なる促進を図り、働く者の喜び・誇りと企業の永続的な成長・発展を遂げることを目的とする。

行動計画

計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日

目 標

- (1) 育児のための時間を取得しやすい環境づくり
- (2) 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知
- (3) 所定外労働時間の削減のための措置の実施

対 策

- (1) 育児休業制度等を周知し、男性社員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。
- (2) 制度に関する情報について、社内掲示板等を利用し従業員に周知する。
- (3) 各部所における所定外労働時間の原因の分析。所定外労働削減のための措置の実施。